

商品概要説明書

スーパー定期貯金<複利型>「みのりすと」

(平成 28 年 8 月 1 日現在)

商品名	・農業応援定期貯金「みのりすと」
ご利用いただける方	・個人のみ
期間	・定型方式 3年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなり、農業応援定期貯金「みのりすと」ではない「スーパー定期貯金<複利型>」としての継続となります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 限度額	・一括預入 ・50万円以上 ・1円単位 ・300万円
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてスーパー定期貯金<複利型>の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組み入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満 約定利率×40% ③1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0220-22-8115）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、宮城県農業協同組合中央会が設置・運営する宮城県JAバンク相談所（電話：022-264-8708）でも、苦情等を受け付けております。

	<p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または宮城県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京弁護士会紛争解決センター（電話 03-3581-0031） ・第一東京弁護士会仲裁センター（電話 03-3595-8588） ・第二東京弁護士会仲裁センター（電話 03-3581-2249） <p>仙台弁護士会紛争解決支援センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは上記宮城県 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記宮城県 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
<p>個人情報 の 取扱いに 関する 重要事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまとお取引のある農業協同組合は、農林中央金庫（農林中央金庫を含めて「J A バンク会員」といいます。）にお客様の下記の個人情報を提供し、J A バンク会員は以下の目的のために当該個人情報を利用いたします。 <p>(利用目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品等の進呈対象者の確認および景品の発送 ・訪問、電話、宣伝物・印刷物の送付等による各種商品等のご案内 ・新商品・新サービスの開発等のための市場調査・分析 ・J A バンク会員（代表金融機関：農林中央金庫）については、次のホームページからご確認いただけます http://www.jabank.org/（平成26年12月現在） <ul style="list-style-type: none"> ・お客さまとお取引のある農業協同組合および農林中央金庫は、お客様の以下の情報について、安全管理措置を講じたうえで取得・保有・利用いたします。 氏名、住所、電話番号、口座番号等
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・預入金額 50 万円につき 1 口として、口数に応じて景品を進呈します。（自動継続後の定期貯金には景品は付与されません。） ・景品の進呈は 1 回限りです。 ・この定期貯金の申込みは原則としてお一人さま 1 回限りとさせていただきます。 ・景品によっては当 J A へ届け出されている住所にお届けいたします。お客さまの転居先不明等により景品をお届けできない場合がございます。 ・この定期貯金は原則として期限前に中途解約することはできません。景品を発送する前に中途解約するときは、商品の発送等を取り止めます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。